

**改正**

昭和63年3月31日条例第14号

平成元年3月31日条例第8号

平成4年3月31日条例第33号

平成6年3月31日条例第11号

平成7年3月31日条例第13号

平成8年10月22日条例第24号

平成9年5月20日条例第20号

平成12年3月31日条例第45号

平成17年3月31日条例第24号

平成19年3月30日条例第20号

平成22年7月27日条例第33号

平成23年7月26日条例第32号

平成24年12月26日条例第95号

平成26年3月31日条例第11号

平成26年10月21日条例第58号

平成28年3月31日条例第32号

平成29年12月28日条例第37号

平成30年12月28日条例第70号

平成31年3月29日条例第5号

令和5年3月31日条例第2号

令和5年10月31日条例第32号

令和6年3月29日条例第27号

令和6年12月27日条例第51号

令和7年3月31日条例第10号

令和7年10月24日条例第45号

沖縄県都市公園条例をここに公布する。

沖縄県都市公園条例

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 都市公園の設置基準（第2条の2—第2条の5）

第3章 都市公園の管理（第3条—第29条）

第4章 雑則（第30条）

第5章 罰則（第31条—第34条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置基準及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（都市公園区域の変更及び廃止）

**第2条** 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止する場合は、当該都市公園の名称、位置、区域（都市公園を廃止する場合を除く。）その他必要と認める事項を公告しなければならない。

### 第2章 都市公園の設置基準

（都市公園の配置及び規模の基準）

**第2条の2** 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 県が設置する都市公園は、国、県及び市町村が設置する都市公園の県民1人当たりの敷地面積の標準を10平方メートル以上として配置し、及び規模を定めること。
- （2） 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- （3） 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として

風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

**第2条の3** 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

**第2条の4** 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(運動施設の敷地面積の基準)

**第2条の5** 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

### 第3章 都市公園の管理

(行為の禁止)

**第3条** 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。

- (5) 鳥獣及び魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 広告を表示すること。
- (8) 風紀を乱し、その他都市公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- (9) 風致を害する行為をすること。
- (10) 都市公園をその用途以外に使用すること。

(行為の制限)

**第4条** 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者（第17条に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第6条、第11条及び第12条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 指定管理者は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(指定管理者による占用の許可)

**第4条の2** 法第6条第1項の許可は、法第2条第2項第1号に掲げる園路及び広場に法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物であつて知事が別に定めるものを設けて都市公園を占用しようとする者に関するものに限り、指定管理者が行うものとする。

2 法第6条第3項の許可は、前項の規定により指定管理者から許可を受けた事項を変更しようとする者に関するものに限り、指定管理者が行うものとする。

(許可の特例)

**第5条** 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止又は制限)

**第6条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合  
(公園施設の設置又は管理等の許可の申請書の記載事項)

**第7条** 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 設置の目的
  - イ 設置の期間
  - ウ 設置の場所
  - エ 公園施設の構造
  - オ 公園施設の管理の方法
  - カ 工事の実施の方法
  - キ 工事の着手及び完了の時期
  - ク 都市公園の復旧の方法
  - ケ その他規則で定める事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 管理の目的
  - イ 管理の期間
  - ウ 管理する公園施設
  - エ 管理の方法
  - オ その他規則で定める事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項  
(占有の許可の申請書の記載事項)

**第8条** 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）の管理の方法
- (2) 工事の実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧の方法

(5) その他規則で定める事項

(許可を要しない軽易な変更)

**第9条** 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの  
(設計書等)

**第10条** 法第5条第1項若しくは法第6条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又は法第5条第1項若しくは法第6条第3項の規定によりそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

**第11条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項又は第24条の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) 第3条又は第4条第1項の規定に違反している者

(2) 第6条の規定に基づく処分に違反している者

(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 虚偽その他不正の行為により第4条第1項又は第24条の許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項又は第24条の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合  
(工作物等を保管した場合の公示事項)

**第11条の2** 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項  
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

**第11条の3** 法第27条第5項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して6月間、インターネットを利用する方法により行わなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を当該都市公園内の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

**第11条の4** 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

**第11条の5** 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定めるところにより行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

**第11条の6** 知事は、法第27条第4項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により保管した工作物等(法第27条第6項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

**第12条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項の許可を受けた者又は法第6条第1項若しくは第3項の許可(第4条の2の規定により指定管理者がしたものを除く。)を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了した場合
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止した場合

- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復した場合
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 法第6条第1項又は第3項の許可（第4条の2の規定により指定管理者がしたものに限る。）を受けた者が、都市公園の占用に関する工事を完了した場合
  - (2) 前号に掲げる者が、都市公園の占用を廃止した場合
  - (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復した場合
  - (4) 第11条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
- (使用料)

**第13条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 法第5条第1項の許可を受けて公園施設を設置し、又は管理する者 別表第1の使用料
  - (2) 法第6条第1項又は第3項の許可（第4条の2の規定により指定管理者がしたものを除く。）を受けて都市公園を占用する者 別表第2の使用料
- (使用料の徴収)

**第14条** 使用料は、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「都市公園の使用」という。）の許可の際に徴収する。

2 都市公園の使用の期間が2年度以上にまたがる場合には、当該都市公園の使用の許可のあった年度（以下「当該年度」という。）分の額を徴収し、当該年度の翌年度以降は、各年度分を、各年度の始めに徴収する。

(使用料の減免)

**第15条** 知事は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

**第16条** 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、

この限りでない。

(都市公園の管理)

**第17条** 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

**第18条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条第1項（第29条において準用する場合を含む。）に規定する許可に関する業務、第4条の2（第29条において準用する場合を含む。）の規定による法第6条第1項及び第3項に規定する許可に関する業務、第6条（第29条において準用する場合を含む。）に規定する利用の禁止又は制限に関する業務、第11条第1項及び第2項（第29条において準用する場合を含む。）に規定する監督処分に関する業務、第12条（第29条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理（第12条第7号に係るものに限る。）に関する業務、第24条に規定する許可に関する業務その他の許可に関する業務

(2) 第25条第1項（第29条において準用する場合を含む。）の規定による利用料金の収受に関する業務、第26条（第29条において準用する場合を含む。）の規定による利用料金の減免に関する業務、第27条ただし書（第29条において準用する場合を含む。）の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

(3) 公園施設及び附属施設（法第5条第1項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。）の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理運営に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第19条** 第17条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

**第20条** 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に都市公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

- (2) 事業計画書等の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、当該選定に係る都市公園について置かれた第20条の2第1項に規定する運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

(首里城公園指定管理者制度運用委員会等)

**第20条の2** この条例、沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）及び沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）（以下「関係条例」という。）の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、次の各号に掲げる都市公園についてそれぞれ一の指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置き、その名称は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 首里城公園 首里城公園指定管理者制度運用委員会
- (2) 奥武山公園 奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会
- (3) 前2号に掲げる都市公園以外の都市公園 都市公園指定管理者制度運用委員会

2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員7人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等の告示)

**第21条** 知事は、第20条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示

しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(有料公園施設等)

**第22条** 都市公園の施設のうち有料の公園施設及び備品（以下「有料公園施設等」という。）は、別表第3に掲げるとおりとする。

(有料公園施設等の供用日及び供用時間)

**第23条** 有料公園施設等の供用日及び供用時間は、別表第4に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。

(有料公園施設等の利用の許可)

**第24条** 有料公園施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

**第25条** 第4条第1項の許可を受けて同項第1号から第4号までに掲げる行為（同項第1号の募金及び宣伝活動を除く。）を行う者、法第6条第1項又は第3項の許可（第4条の2の規定により指定管理者がしたものに限る。）を受けて都市公園を占用する者又は前条の許可を受けて有料公園施設等を利用する者は、指定管理者に対し、行為、都市公園の占用又は有料公園施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、許可を受けた際に納めなければならない。

- 2 利用料金（都市公園の占用に係るものを除く。）は、別表第5及び別表第6に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

- 3 利用料金（都市公園の占用に係るものに限る。）は、別表第7に定める額とする。

- 4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

- 5 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

**第26条** 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

**第27条** 既に納付された利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(事業報告書の提出)

**第28条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

**第29条** 第3条から第16条まで及び第25条から第27条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

#### 第4章 雑則

(委任)

**第30条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条(第29条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項(第29条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条第1項又は第2項(第29条において準用する場合を含む。)の規定による指定管理者の命令に違反した者

**第32条** 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(両罰規定)

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

(公園管理者の権限の代行)

**第34条** 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、第31条から前条までの規定の適用に当たっては、知事とみなす。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和63年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

## 附 則（平成元年3月31日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

## 附 則（平成4年3月31日条例第33号）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第5の1に1号を加える改正規定及び同別表の（注）に2号を加える改正規定は、平成4年11月3日から施行する。

## 附 則（平成6年3月31日条例第11号）

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

## 附 則（平成7年3月31日条例第13号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成8年10月22日条例第24号）

この条例は、平成8年11月1日から施行する。

## 附 則（平成9年5月20日条例第20号）

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

## 附 則（平成12年3月31日条例第45号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成17年3月31日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条の規定による改正後の沖縄県都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前にお

いても、改正後の条例第19条及び第20条の規定の例により行うことができる。

**附 則**（平成19年 3 月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした許可に係る使用料について適用し、施行日前にした許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年 7 月27日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき使用料について適用し、施行日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年 7 月26日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第21条第 1 項及び第25条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年12月26日条例第95号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年 3 月31日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年10月21日条例第58号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月31日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第6第2項の改正規定は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成29年12月28日条例第37号)

この条例は、平成30年1月5日から施行する。

**附 則** (平成30年12月28日条例第70号)

この条例中別表第6第1項第1号、第3号及び第5号の改正規定は平成31年1月5日から、別表第3及び別表第4の改正規定並びに別表第6第1項中第14号を第15号とし、第13号の次に1号を加える改正規定は同年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

**附 則** (令和5年3月31日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年10月31日条例第32号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和5年11月規則第52号で、同5年11月10日から施行)

**附 則** (令和6年3月29日条例第27号)

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

**附 則** (令和6年12月27日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の改正規定並びに次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和7年3月31日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県都市公園条例第11条の3の規定は、この条例の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。

**附 則**（令和7年10月24日条例第45号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

**別表第1**（第13条関係）

（1）公園施設を設ける場合

種別	単位	使用料
売店、軽飲食店その他の施設	1平方メートル1年につき	1,050円

（2）公園施設を管理する場合

種別	単位	使用料
売店及び軽飲食店	1平方メートル1年につき	5,730円
その他の施設	1平方メートル1年につき	1,240円

備考

- 1 使用期間が1年に満たない場合における使用料は、表に掲げる使用料に12分の使用月数を乗じて計算する。この場合において、1月未満の日数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートルとする。

**別表第2**（第13条関係）

種別	単位	使用料
電柱その他これに類するもの	1本1年につき	1,480円
電線、電らんその他これらに類するもの	1メートル1年につき	70円
変圧塔	1平方メートル1年につき	1,180円
水道管、下水道管、 口径0.4メートル未	1メートル1年につき	300円

ガス管、その他これらに類するもの	満のもの		
	口径0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	560円
	口径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	830円
通路、橋、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設		1平方メートル1年につき	460円
防火用貯水槽		1平方メートル1年につき	400円
郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設		1平方メートル1年につき	870円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1平方メートル1日につき	20円
標識		1個1年につき	1,020円
索道及び綱索鉄道		1平方メートル1年につき	310円
工事中施設及び工事中材料置場		1平方メートル1月につき	270円

備考

- 1 使用期間が1年に満たない場合における使用料は、表に掲げる使用料に12分の使用月数を乗じて計算する。この場合において、1月未満の日数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用期間が1月に満たない場合における使用料は、1月分とする。
- 3 使用の長さ又は面積が1メートル又は1平方メートルに満たないときは、1メートル又は1平方メートルとする。

別表第3（第22条関係）

公園名	沖縄県総合					
種別	運動公園	中城公園	浦添大公園	首里城公園	奥武山公園	バナナ公園
公園施設	陸上競技場 補助競技場	管理事務所 会議室キャ	南エントラ ンス管理事	駐車場	多目的広場 コミュニテ	多目的お祭 り広場

	蹴球場 庭球場 体育館 水泳プール 屋内運動場 オートキャンプ場	キャンプ場	事務所多目的室		コミュニティセンター	
備品	規則で定める物					

別表第4（第23条関係）

公園施設の名称	供用日	供用時間	
陸上競技場	1月5日から12月27日まで（火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日（以下「慰霊の日」という。）に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日。以下同じ。）を除く。）	午前9時から午後9時まで	
補助競技場		午前9時から午後6時（4月1日から10月31日までの間は、午後6時30分）まで	
蹴球場		午前9時から午後9時まで	
庭球場			
体育館			
屋内運動場			
オートキャンプ場		泊り	午前9時から翌日の午後9時まで
		日帰り	午前9時から午後9時まで
多目的広場		午前9時から午後6時（4月1日から9月30日までの間は、午後7時）まで	
コミュニティセンター		午前9時から午後9時まで	
多目的お祭り広場			

水泳プール	レクリエーションプール	5月1日から6月30日まで（土曜日、日曜日、祝日法第3条に規定する休日及び慰霊の日以外の日を除く。）及び7月1日から9月30日まで（火曜日を除く。）	午前9時から午後6時30分まで	
	レクリエーションプール以外	冷水による供用は5月1日から9月30日までとし、温水による供用は1月5日から4月30日まで及び10月1日から12月27日までとする（火曜日を除く。）。	午前9時から午後9時まで	
管理事務所会議室	キャンプ場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで	
南エントランス管理事務所多目的室			泊り	午前9時から翌日の午後9時まで
			日帰り	午前9時から午後9時まで
駐車場			1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後6時（3月1日から11月30日までの間は、午後7時）まで

別表第5（第25条関係）

種別	単位	基準額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	290円
業として写真を撮影する場合	1日につき	460円
業として映画を撮影する場合	1日につき	10,880円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	270円
競技会、展示会、博覧会、集会その他こ	1日100平方メートルにつき	270円

れらに類する催しを行う場合	き	
---------------	---	--

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

別表第6（第25条関係）

1 公園施設

(1) 陸上競技場

区分				基準額				備考
				9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外 (1時 間につ き)	
競技場	専用利 用	アマチュア スポーツ及 びレクリエ ーションの 普及振興の ための催物 に利用する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	一般・学生	11,500 円	11,500 円	23,010 円	3,440円
				高齢者	5,740円	5,740円	11,470 円	1,710円
				児童・生徒	5,740円	5,740円	11,470 円	1,710円
			入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しない場合の一般・学 生、高齢者又は児童・生徒の区分及 び時間の区分に応じた基準額に、徴 収する最も高い入場料の額（当該入 場料に係る消費税の額を含む。以下 同じ。）に100を乗じて得た額を加 算した額				
	その他の催 物に利用す る場合	入場料を徴収しな い場合		23,010 円	23,010 円	46,020 円	6,900円	
入場料を徴収する 場合		入場料を徴収しない場合の時間の 区分に応じた基準額に、徴収する最 も高い入場料の額に200を乗じて得						

			た額を加算した額				
共用利用		一般・学生	1人2時間につき 200円 回数券(11枚) 2,000円				トレーニング室の利用を含む。
		高齢者	1人2時間につき 100円 回数券(11枚) 1,000円				
		児童・生徒	1人2時間につき 100円 回数券(11枚) 1,000円				
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,840円	1,840円	3,690円	530円	
		高齢者	910円	910円	1,830円	260円	
		児童・生徒	910円	910円	1,830円	260円	
	共用利用	一般・学生	1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円				
		高齢者	1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円				
		児童・生徒	1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円				
記者室		1時間につき 2,320円					
運営本部室		1時間につき 2,260円					
会議室		1時間につき 320円			370円		
中継スタッフ控室		1時間につき 1,530円					
特別室		1時間につき 1,460円					
放送室		2時間につき 670円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。	
カメラマン室		1時間につき 1,440円					
ドーピングコントロール室		1時間につき 700円					
審判室		1時間につき 610円					

記録室		1時間につき 240円	
照明設備	全点灯	1時間につき 27,440円	専用利用の場合のみ徴収する。
	2分の1点灯	1時間につき 13,720円	
	4分の1点灯	1時間につき 6,860円	
	8分の1点灯	1時間につき 3,430円	
大型映像装置		1時間につき 11,950円	備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。
シャワー		1人1回につき 100円	

(2) 補助競技場

区分			基準額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	3,680円	3,680円	7,350円	1,090円
		高齢者	1,830円	1,830円	3,660円	540円
		児童・生徒	1,830円	1,830円	3,660円	540円
		その他の催物に利用する場合		7,350円	7,350円	14,710円
共用利用		一般・学生	1人2時間につき 60円 回数券(11枚) 600円			
		高齢者	1人2時間につき 20円 回数券(11枚) 200円			
		児童・生徒	1人2時間につき 20円 回数券(11枚) 200円			

(3) 蹴球場

区分				基準額		
				9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）	
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,630円	1,870円
				高齢者	810円	930円
				児童・生徒	810円	930円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額		
		2分の1面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	810円	930円
				高齢者	400円	460円
				児童・生徒	400円	460円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額		
		5分の1面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	320円	370円
				高齢者	160円	180円
				児童・生徒	160円	180円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額		

その他の催物に 利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない 場合	3,260円	3,750円	
		入場料を徴収する場 合	入場料を徴収しない場合の時間の 区分に応じた基準額に、徴収する最 も高い入場料の額に100を乗じて得 た額を加算した額		
	2分の1面 利用	入場料を徴収しない 場合	1,630円	1,870円	
		入場料を徴収する場 合	入場料を徴収しない場合の時間の 区分に応じた基準額に、徴収する最 も高い入場料の額に50を乗じて得 た額を加算した額		
	5分の1面 利用	入場料を徴収しない 場合	640円	750円	
		入場料を徴収する場 合	入場料を徴収しない場合の時間の 区分に応じた基準額に、徴収する最 も高い入場料の額に20を乗じて得 た額を加算した額		
	第1会議室			500円	580円
	第2会議室			230円	260円
照明設備	全点灯		1時間につき 2,090円		
	2分の1点灯		1時間につき 1,050円		
シャワー			1人1回につき 100円		

(4) 庭球場

区分		基準額 (一面につき)		
		9時~17時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)	
センターコ ート	入場料を徴収 しない場合	一般・学生	510円	600円
		高齢者	250円	290円
		児童・生徒	250円	290円

	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額	
サブコート	一般・学生	430円	510円
	高齢者	220円	250円
	児童・生徒	210円	250円
会議室		460円	530円
照明設備	1時間につき 230円		
シャワー	1人1回につき 30円		

(5) 体育館

区分				基準額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)		
メインアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	6,810円	6,810円	13,630円	2,030円	利用面積が2分の1以下の場合の基準額は、当該基準額の2分の1の額とする。
			高年齢者	3,390円	3,390円	6,780円	1,000円		
			児童・生徒	3,390円	3,390円	6,780円	1,000円		
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額							
		その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合		13,640円	13,640円	27,280円	4,050円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した					

				額					
	共用利用			一般・学生	1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円				サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。
				高齢者	1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円				
				児童・生徒	1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円				
サブアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,780円	1,780円	3,560円	510円	
				高齢者	880円	880円	1,760円	250円	
				児童・生徒	880円	880円	1,760円	250円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額						
	専用利用	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合		3,570円	3,570円	7,140円	1,020円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額					
	共用利用			一般・学生	1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円				
				高齢者	1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円				
				児童・生徒	1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円				
トレ	専用利用			一般・学生	1,840円	1,840円	3,690円	530円	

一ニ ング 室		生				
		高齢者	910円	910円	1,830円	260円
		児童・生徒	910円	910円	1,830円	260円
	共用利用	一般・学生	1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円			
		高齢者	1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
		児童・生徒	1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
放送室	2時間につき 670円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。	
照明設備	メインアリーナ	1時間につき 4,050円				専用利用の場合のみ徴収する。
	サブアリーナ	1時間につき 320円				
シャワー	1人1回につき 100円					

(6) 水泳プール

区分			基準額				備考
			9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外 (1時 間につ き)	
専用利 用	入場料 を徴収 しない 場合	50メートル プール	一般・学生	8,160円	8,160円	16,320 円	利用するコースが全 コースでない場合の 基準額は、左記の基 準額から1コース当 たりの基準額を求
			高齢者	4,070円	4,070円	8,140円	
			児童・生徒	4,070円	4,070円	8,140円	
	25メ 冷水	一般・学生	2時間につき 2,040円		1,220円		

		ト ル プ ー ル	高齢者	2時間につき	1,020円	600円	め、それに利用する コース数を乗じて得 た額とする。	
			児童・生徒	2時間につき	1,020円	600円		
		温 水	一般・学生	2時間につき	4,080円	2,440円		
			高齢者	2時間につき	2,040円	1,220円		
			児童・生徒	2時間につき	2,040円	1,220円		
			入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学 生、高齢者又は児童・生徒の区分及 び時間の区分に応じた基準額に、徴 収する最も高い入場料の額に25を 乗じて得た額を加算した額			
共用利 用	50メー トルプ ール	一般・学生	1人2時間につき	270円	回数券 (11枚)	2,700円		
		高齢者	1人2時間につき	130円	回数券 (11枚)	1,300円		
		児童・生徒	1人2時間につき	130円	回数券 (11枚)	1,300円		
		25メー トルプ ール	冷 水	一般・学生	1人2時間につき	270円	回数券 (11枚)	2,700円
				高齢者	1人2時間につき	130円	回数券 (11枚)	1,300円
				児童・生徒	1人2時間につき	130円	回数券 (11枚)	1,300円
	温 水	一般・学生	1人2時間につき	530円	回数券 (11枚)	5,300円		
		高齢者	1人2時間につき	260円	回数券 (11枚)	2,600円		
		児童・生徒	1人2時間につき	260円	回数券			

			(11枚) 2,600円
レクリエーション プール		一般・学生	1人1回につき 940円 回数券11 回分 9,400円
		高齢者	1人1回につき 460円 回数券11 回分 4,600円
		児童・生徒	1人1回につき 340円 回数券11 回分 3,400円
		幼児	1人1回につき 110円 回数券11 回分 1,100円

(7) 屋内運動場

区分			基準額	
グラウンド	アマチュ アスポー ツ及びレ クリエー ションの 普及振興 のための 催物に専 用利用す る場合	全面利 用	一般・学生	1時間につき 3,370円
			高齢者	1時間につき 1,680円
			児童・生徒	1時間につき 1,680円
	クリエー ションの 普及振興 のための 催物に専 用利用す る場合	2分の 1面利 用	一般・学生	1時間につき 1,680円
			高齢者	1時間につき 840円
			児童・生徒	1時間につき 840円
	クリエー ションの 普及振興 のための 催物に専 用利用す る場合	4分の 1面利 用	一般・学生	1時間につき 840円
			高齢者	1時間につき 420円
			児童・生徒	1時間につき 420円
	その他の 催物に専 用利用す る場合	入場料を徴収しな い場合		1時間につき 28,640円
入場料を徴収する 場合			入場料を徴収しない場合の基準額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	
照明設備	全点灯		1時間につき 2,440円	
	2分の1点灯		1時間につき 1,220円	
	4分の1点灯		1時間につき 600円	

シャワー	1人1回につき 100円
------	--------------

(8) オートキャンプ場

区分	基準額
泊り	1区画につき 3,050円
日帰り	1区画につき 1,480円
シャワー室	1回につき 100円

(9) 管理事務所会議室

区分	基準額	備考
専用利用の場合	1時間につき 350円	

(10) キャンプ場

区分	基準額
泊り	1区画につき 2,020円
日帰り	1区画につき 1,070円
シャワー	1人1回につき 100円

(11) 南エントランス管理事務所多目的室

区分	基準額	備考
専用利用の場合	1時間につき 400円	

(12) 駐車場

区分	基準額
大型車	2時間以内の利用の場合 30分ごとにつき600円 2時間を超える利用の場合 2,400円
小型車	1時間以内の利用の場合 400円 1時間を超え2時間以内の利用の場合 30分ごとにつき200円 2時間を超える利用の場合 800円

(13) 多目的広場

区分		基準額
専用利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生 1時間につき 2,740円
		高齢者 1時間につき 1,370円
		児童・生徒 1時間につき 1,370円

	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額
--	------------	--

(14) コミュニティセンター

区分	基準額	
	9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）
おおきなサロン	410円	480円
ちいさなサロン	300円	340円
シャワー	1人1回につき 100円	

(15) 多目的お祭り広場

区分	基準額				備考		
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）			
グラウンド	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,940円	1,940円	3,880円	550円	利用面積が2分の1以下の場合の基準額は、当該基準額の2分の1の額とする。
		高齢者	960円	960円	1,920円	270円	
		児童・生徒	960円	960円	1,920円	270円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額					
照明設備	全点灯	1時間につき 490円					
	2分の1点灯	1時間につき 240円					
	4分の1点灯	1時間につき 120円					

2 備品

1回1点又は1式につき33,400円以内で規則で定める額

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
- 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
- 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 8 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 9 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場又はキャンプ場を利用する場合をいう。
- 10 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場又はキャンプ場を利用する場合をいう。
- 11 「大型車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車をいう。
- 12 「小型車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。

備考

- 1 次の者からは利用料金を徴収しない。
  - (1) 3歳未満の者
  - (2) レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児
- 2 電気を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額とする。

**別表第7（第25条関係）**

種別	単位	利用料金
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工 作物であつて知事が別に定めるもの	1日1平方メートルにつ き	20円

備考 利用面積が1平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、1平方メートルとして計算する。